

○国土交通省令第三十六号

水防法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十一号）及び水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十九年政令第百五十八号）の施行に伴い、並びに水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条の三第六項及び第七項、第十五条の六第一項及び第三項、第十五条の七第一項並びに第十五条の八第一項及び第二項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条の二第一項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十八条、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の八第一項並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百六条第三項の規定に基づき、水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十四日

国土交通大臣 石井 啓一

水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（水防法施行規則の一部改正）

第一条 水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規

定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用)</p> <p>第十七条 第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二十項」とあるのは、「第十五条の三第七項」と読み替えるものとする。</p> <p>(その状況が帯状の盛土構造物が存する土地に類する土地)</p> <p>第十九条の二 法第十五条の六第一項の国土交通省令で定める土地は、河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲の土地より高くなった帯状の土地(次条第一項第四号及び第十九条の四第一号口において「自然堤防」という。)とする。</p> <p>(浸水被害軽減地区の指定の公示)</p> <p>第十九条の三 法第十五条の六第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定(同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この項において同じ。)の公示は、次に掲げる事項について、市町村、水防事務組合又は水害予防組合の公報又はウェブサイトに掲載その他の適切な方法により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 浸水被害軽減地区の指定をする旨 二 当該浸水被害軽減地区の名称及び指定番号 三 当該浸水被害軽減地区の位置 四 当該浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ <p>2 前項第三号の浸水被害軽減地区の位置は、次に掲げるところにより明示するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 市町村、大字、字、小字及び地番
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用)</p> <p>第十七条 第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二十項」とあるのは、「第十五条の三第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

二 平面図

(浸水被害軽減地区の標識の設置の基準)
 第十九条の四 法第十五条の七第一項の国土交通省令で定める基準は、

次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる事項を明示したものであること。
- イ 浸水被害軽減地区の名称及び指定番号
- ロ 浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ
- ハ 浸水被害軽減地区の管理者及びその連絡先
- ニ 標識の設置者及びその連絡先
- 二 浸水被害軽減地区の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

(新設)

- (浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出)
 第十九条の五 法第十五条の八第一項の規定による届出は、別記様式の届出書を提出して行うものとする。
- 2 法第十五条の八第一項本文に規定する行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。
- 3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならぬ。

(新設)

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
浸水被害軽減地区の位置図	浸水被害軽減地区の位置	二千五百分の一以上	
浸水被害軽減地区の現況図	浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと

法第十五条の八第一項本文に規定する行為の計画図	当該行為を行う場所	二千五百分の一以上	。
当該行為を行った後の浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。	

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出書の記載事項)

第十九条の六 法第十五条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、同項本文に規定する行為の完了予定日並びに当該行為の対象となる浸水被害軽減地区の名称及び指定番号とする。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出の内容の通知)

第十九条の七 法第十五条の八第二項の規定による通知は、第十九条の五第一項の届出書の写しを添付してするものとする。

(氾濫による被害の拡大を防止するための作業)

第二十条 水防法施行令(平成二十三年政令第四百二十八号)第二条第五号の国土交通省令で定める作業は、流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために器具又は資材を設置し、水流を制御する作業とする。

附則

(略)

(新設)

(新設)

(氾濫による被害の拡大を防止するための作業)

第二十条 水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令(平成二十三年政令第四百二十八号)第五号の国土交通省令で定める作業は、流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために器具又は資材を設置し、水流を制御する作業とする。

附則

(略)

別記様式(第19条の5関係)

浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出書

本防法(以下「法」という。)第15条の8第1項の規定により法第15条の8第1項本文に規定する行為を届け出ます。

年 月 日 殿

1	浸水被害軽減地区の名称及び指定番号	届出者 住所 氏名	印
2	法第15条の8第1項本文に規定する行為の種類		
3	法第15条の8第1項本文に規定する行為を行う場所		
4	法第15条の8第1項本文に規定する行為の設計又は施行方法の概要		
5	法第15条の8第1項本文に規定する行為の着手予定日	年 月 日	
6	法第15条の8第1項本文に規定する行為の完了予定日	年 月 日	
7	その他必要な事項		
※	受付番号	年 月 日	第 号

- 備考
- 届出者が法人である場合には、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
 - 届出者の氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を名称することができる。
 - ※印のある欄は記載しないこと。
 - 法第15条の8第1項本文に規定する行為の設計又は施行方法については、概要の記述の末尾に「(設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。)」と記載し、計画図を別葉とすること。
 - 「その他必要な事項」の欄には、法第15条の8第1項本文に規定する行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

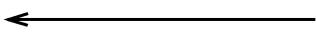
(河川法施行規則の一部改正)

第二条 河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	<p>(国土交通大臣による特定河川工事の公示)</p> <p>第七条の六 令第十条の八第一項の公示は、官報に掲載して行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合において公示するいとまがないときは、他の適当な方法によることができる。</p> <p>(河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例の対象となる行為)</p> <p>第三十三条の十 法第五十八条の十三の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる許可又は承認の区分に応じ、当該各号に定める行為(当該河川協力団体がその業務を行う河川の区間において行うものに限る。)とする。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(河川整備基本方針で国土交通大臣の同意を要するもの)</p> <p>第三十七条の五 令第五十三条第三項第四号の国土交通省令で定める河川整備基本方針は、次に掲げる水系に係る河川について定められたものとする。</p> <p>一 一四 (略)</p>
改正前	<p>(新設)</p> <p>(河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例の対象となる行為)</p> <p>第三十三条の十 法第五十八条の十二の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる許可又は承認の区分に応じ、当該各号に定める行為(当該河川協力団体がその業務を行う河川の区間において行うものに限る。)とする。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(河川整備基本方針で国土交通大臣の同意を要するもの)</p> <p>第三十七条の五 令第五十三条第三項第三号の国土交通省令で定める河川整備基本方針は、次に掲げる水系に係る河川について定められたものとする。</p> <p>一 一四 (略)</p>



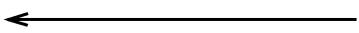
（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。



<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)</p> <p><u>第五条の二</u> 法第八条の二第一項の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設（法第八条第一項第四号に規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）を利用してゐる者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項 二 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用してゐる者の避難の誘導に関する事項 三 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項 四 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項 五 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用してゐる者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>



（独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令の一部改正）

第四条 独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令（平成十五年国土交通省令第四百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	<p>(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産)</p> <p>第十七条 機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、次に掲げる財産以外の財産であつて、その取得価額が三千万円以上のものとする。</p> <p>一 機構法第十二条第一項第一号の施設の新築若しくは改築、同項第二号の施設の災害復旧工事又は同項第四号の規定による特定河川工事に伴い譲渡する財産</p> <p>二 機構法第十二条第一項第一号の施設の新築若しくは改築、同項第二号の施設の災害復旧工事又は同項第四号の規定による特定河川工事の完了によりその用途を終え譲渡する財産</p> <p>三 機構法第十九条の五の規定により譲渡する財産</p> <p>(機構法第三十一条第二項の国土交通省令で定める金額)</p> <p>第二十三条 機構法第三十一条第二項の国土交通省令で定める額は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間における機構法第十二条第一項第二号ハ及び第五号並びに第二項の業務に係る収益の合計額から当該業務に要する費用の合計額を差し引いた金額とする。</p>
改正前	<p>(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産)</p> <p>第十七条 機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、次に掲げる財産以外の財産であつて、その取得価額が三千万円以上のものとする。</p> <p>一 機構法第十二条第一項第一号の施設の新築若しくは改築又は同項第二号の施設の災害復旧工事に伴い譲渡する財産</p> <p>二 機構法第十二条第一項第一号の施設の新築若しくは改築又は同項第二号の施設の災害復旧工事の完了によりその用途を終え譲渡する財産</p> <p>(新設)</p> <p>(機構法第三十一条第二項の国土交通省令で定める金額)</p> <p>第二十三条 機構法第三十一条第二項の国土交通省令で定める額は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間における機構法第十二条第一項第二号ハ及び第四号並びに第二項の業務に係る収益の合計額から当該業務に要する費用の合計額を差し引いた金額とする。</p>



(都市計画法施行規則の一部改正)

第五条 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	<p>(令第三十八条の七第四号の国土交通省令で定める行為) 第四十三条の七 令第三十八条の七第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)第十二条第一項(同項第二号ハ及び第五号を除く。)に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)に係る行為(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>五～二十五 (略)</p>
改正前	<p>(令第三十八条の七第四号の国土交通省令で定める行為) 第四十三条の七 令第三十八条の七第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)第十二条第一項(同項第二号ハ及び第四号を除く。)に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)に係る行為</p> <p>五～二十五 (略)</p>



（幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第六条 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則（昭和五十五年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	<p>(令第十条第三号の国土交通省令で定める行為)</p> <p>第八条 令第十条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)第十二条第一項(同項第二号ハ及び第五号を除く。)に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)に係る行為(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>五～二十一 (略)</p>
改正前	<p>(令第十条第三号の国土交通省令で定める行為)</p> <p>第八条 令第十条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)第十二条第一項(同項第二号ハ及び第四号を除く。)に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)に係る行為</p> <p>五～二十一 (略)</p>



（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第七条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	<p>(令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為)</p> <p>第二十四条 令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)第十二条第一項(同項第二号ハ及び第五号を除く。)に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)に係る行為(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>五～二十五 (略)</p>
改正前	<p>(令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為)</p> <p>第二十四条 令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)第十二条第一項(同項第二号ハ及び第四号を除く。)に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)に係る行為</p> <p>五～二十五 (略)</p>



(地方整備局組織規則の一部改正)

第八条 地方整備局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後

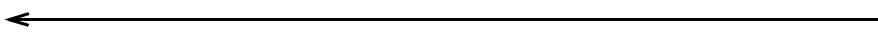
別表第一（第一条関係）

<p>事務</p>	<p>一～四（略） 五 水防に関する事務であつて、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十条第二項、第十三条第一項、第十四条第一項、第三項及び第四項、第十五条の九第一項、第十六条第一項及び第二項、第二十七條第二項、第四十七條第一項並びに第四十八條に規定するもの 六（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>一 河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理並びに水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関する事務であつて、指定区間内の一級河川に係る次に掲げるもの イ（略） ロ 河川法第十六条の四第二項並びに河川法施行令第十</p>
<p>地方整備局</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>区域</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

改正前

別表第一（第一条関係）

<p>事務</p>	<p>一～四（略） 五 水防に関する事務であつて、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十条第二項、第十三条第一項、第十四条第一項、第三項及び第四項、第十六条第一項及び第二項、第二十七條第二項、第四十七條第一項並びに第四十八條に規定するもの 六（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>一 河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理並びに水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関する事務であつて、指定区間内の一級河川に係る次に掲げるもの イ（略） イ（新設）</p>
<p>地方整備局</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>区域</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>



(略)	条の八第一項及び第四項に 規定する事務 ハ 二 (略)
(略)	
(略)	
(略)	二 ロ 二 (略)
(略)	
(略)	

（国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則の一部改正）

第九条 国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(令第十五条第三号の国土交通省令で定める行為)</p> <p>第六条 令第十五条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)第十二条第一項(同項第二号ハ及び第五号を除く。)に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)に係る行為(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>五～二十五 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(令第十五条第三号の国土交通省令で定める行為)</p> <p>第六条 令第十五条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)第十二条第一項(同項第二号ハ及び第四号を除く。)に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)に係る行為</p> <p>五～二十五 (略)</p>



附 則

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。